



平成 27 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代表者名 取締役社長 嘉納 裕 躬
(コード番号 7 2 3 6 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 経理・財務部長 金井 典夫
(TEL 03-3373-1101)

株主優待制度導入に関するお知らせ

当社は、下記の通り株主優待制度を導入することについて、平成 27 年 12 月 21 日の取締役会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、中長期的に保有していただける株主さまの増加をはかることを目的とするものであります。

2. 株主優待制度の内容

(1) 対象となる株主さま

平成 28 年 3 月末日より、毎年 3 月末日現在の当社株主名簿に記載又は記録された、1 単元(1,000 株)以上保有の株主さまを対象といたします。

(2) 優待内容及び贈呈時期について

対象となる株主さまへ、保有株式数に応じたポイント(1 ポイント 1 円相当)を毎年 7 月 1 日に進呈いたします。そのポイントを株主さま限定のウェブサイト「ティラド・プレミアム優待倶楽部」において、保有ポイントの範囲内で 400 点を超えるお好きな商品(食品、電化製品、ギフト、こだわり雑貨商品など)に交換、あるいは社会貢献活動への寄付もお選びいただけます。

保有株式数と進呈ポイント、進呈時期は下記のとおりです。

保有株式数	進呈ポイント数	ポイント進呈時期
1,000 株～1,999 株	5,000 ポイント	毎年 7 月 1 日
2,000 株～2,999 株	7,500 ポイント	
3,000 株～3,999 株	7,500 ポイント	
4,000 株～4,999 株	10,000 ポイント	
5,000 株以上	15,000 ポイント	

(3) 株主優待制度開始時期

平成 28 年 7 月 1 日(金)より、対象となる株主さま宛ポイント進呈し、ポイントと商品の交換を開始いたします。

(4) ポイントと商品の交換方法について

対象となる株主さまには、毎年 6 月中旬に株主総会招集通知とともに「株式会社ティラド株主優待のご案内」(以下、「ご案内状」)をお送りいたしますので、「ご案内状」に記載されている手順に従って、株主さま限定のウェブサイト「ティラド・プレミアム優待倶楽部」に会員登録していただき、ポイントと商品の交換手続きをお願いいたします。商品の送付先は、商品ごとにご自由に設定していただけます。

(5) ポイントの繰越及び有効期限について

ポイントは繰越して、より高額な優待商品と交換することもできます。但し、ポイントの有効期限は、ポイント付与日より 2 年間となりますので、翌々年度の 6 月 30 日となります。また、ポイントを繰越す場合、毎年 3 月末日の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件となりますので、3 月末日の権利確定日に、売却やご本人さま以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該のポイントは失効し、繰越しはできませんので、十分ご注意ください。

以上

<お問い合わせ>

株式会社ティラド 人事・総務部

TEL 03-3373-1101 (土日祝祭日を除く、平日午前 9 時～午後 5 時)

<ティラド・プレミアム優待倶楽部に関して>

ティラド・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

(※平成 28 年 7 月 1 日より開設いたします。)